

大蔵委員會議録 第三号

昭和三十一年十一月五日(火曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事 淺香 忠雄君 理事 有馬 英治君

理事 高見 三郎君 理事 藤枝 泉介君

理事 平岡 忠次郎君 理事 横鏡 重吉君

大平 正芳君 奥村 文十郎君

加藤 高藏君 川野 芳滿君

吉川 久衛君 杉浦 武雄君

内藤 友明君 古川 丈吉君

前田 房之助君 山本 勝市君

有馬 輝武君 井上 良二君

春日 一幸君 神田 大作君

久保田 鶴松君 竹谷 源太郎君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

本日の會議に付した案件

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○山本委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず去る一日當委員會に付託に相なりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案の両案について、政府委員より提案理由の説明を聴取することとしたしま

す。大蔵政務次官坊秀男君。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(輸出所得の割増控除)
第二十一条の二 青色申告書を提出する個人の昭和三十一年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間(以下第二十三条までにおいて「指定期間」という。)内の日の属する各年の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引(以下第二十三

条までにおいて「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、

算した金額をこえる場合には、当該個人のその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額

のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。)に相当する金額と

その当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいづれか少い金額

二 その年中の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。)に相当する金額と

前条第一項に規定する金額とを比較し、その比較の結果、前条第一項に規定する金額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、

算した金額をこえる場合には、当該個人のその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額

のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。)に相当する金額と

その当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいづれか少い金額

の八十に相当する金額とのいづれか少い金額

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する個人の指定期間内の日の属する各年につき、それぞれその前年中の輸出取引(次条の規定により総収入金額に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く。)による収入金額(前条第二項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額)の合計額を当該個人が当該前年において事業を営んでいた期間の月数を除してこれを十二で乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 指定期間内の日の属するその年の前年において輸出取引がない個人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に關し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5 前条第二項から第四項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第二十二條中「前条第一項の規定により同項第三号を『第二十一条第一項又は前条第一項の規定に

より第二十一条第一項第三号』に改める。

第二十三條の見出しを「輸出取引となつた場合の特別控除及び割増控除」に改め、同条第三項中「確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を『第一項』に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の場合において、同項に規定する個人のその年の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第二十一条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第二十一条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

第五十五條の次に次の一条を加える。

(輸出所得の割増控除)
第五十五條の二 青色申告書を提出する法人の昭和三十一年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの期間(以下第五十七條までにおいて「指定期間」という。)内の日を含む各事業年度の当該期間内における前条第一項各号に掲げる取引(以下第五十七條までにおいて「輸出取引」という。)による収入金額の合計額が、基準輸出金額に当該事業

の当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいづれか少い金額

二 その年中の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする。)に相当する金額と

前条第一項に規定する金額とを比較し、その比較の結果、前条第一項に規定する金額が、基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、

算した金額をこえる場合には、当該個人のその年中の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、その年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 その年の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額

のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五(前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする。)に相当する金額と

その当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいづれか少い金額

年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の当該事業年度の輸出取引については、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額をこえる部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の四・五（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一・五とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の七・五とする）に相当する金額とこのこえる部分の金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額とのいずれか少い金額

二 当該事業年度の輸出取引による収入金額の合計額のうち基準輸出金額に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三（前条第一項第一号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の一とし、同項第二号及び第三号に掲げる取引に係る部分の金額については百分の五とする）に相当する金額と前条第一項に規定する当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令

で定めるところにより計算した金額から前号に規定するそのこえる部分の金額に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額

2 前項に規定する基準輸出金額とは、同項に規定する法人の指定期間内の日を含む各事業年度につき、それぞれその開始の日前一年以内に開始した各事業年度の輸出取引（次条の規定により益金に算入する金額があるときは、当該金額に係る輸出取引を除く）による収入金額（前条第三項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）の合計額を当該一年以内に開始した各事業年度の月数の合計で除してこれに十二を乗じて計算した金額の二分の一に相当する金額をいう。

3 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 指定期間内の日を含む当該事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度がない法人又は当該一年以内に開始した事業年度の輸出取引がない法人の基準輸出金額その他第一項に規定する基準輸出金額に関し必要な事項は、第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

5 前条第三項から第六項までの

規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第五十六条中「前条第一項の規定により同項第三号」を「第五十五条第一項又は前条第一項の規定により第五十五条第一項第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（基準輸出金額が減少した場合の更正の請求）

第五十六条の二 前条の規定の適用を受けた法人の第五十五条の二第一項に規定する基準輸出金額がその適用を受けたことにより減少したため、当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち同項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなる場合において、当該事業年度の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限が経過しているときは、当該法人は、当該事業年度の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができ。

2 前項の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「第五十六条の二第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第五十七条の見出しを「（輸出取引となつた場合の特別控除及び増徴除）に改め、同条第三項中「及び第六項」及び「確定申告書等又は」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「について、これらの額」を削り、同項の次に次の一項を加える。

2 前項前段の場合において、同項に規定する法人の当該事業年度の指定期間内の輸出取引による収入金額のうち第五十五条の二第一項第一号に規定する基準輸出金額をこえる部分の金額が新たに生じ、又は増加することとなるときは、前項前段中「同項」とあるのは、「第五十五条の二第一項」として、同項の規定を適用する。

（国民貯蓄組合法の一部改正）

第二条 国民貯蓄組合法（昭和十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和三十一年十二月一日から施行する。

2 青色申告書を提出する法人で、昭和三十一年八月一日からこの法律の施行の日までの間に終了した事業年度の法人税について改正後の租税特別措置法第五十五条の二第一項の規定の適用を受けようとするものは、この法律の施行の

日から起算して二月以内に、当該事業年度の法人税に係る確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額の更正の請求をすることができ。

3 改正後の租税特別措置法第五十五条第五項及び第五十六条の二第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同法第五十五条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）附則第二項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案

設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律

設備等輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二百億円」を「四百五十億円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○坊政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につき、提案の理由及び法案の概要を御説明いたします。

最初に租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府は、最近における国際収支の状況に顧みまして、過般来金融引き締め措置等を中心とするいわゆる緊急総合対策をとって参りましたが、わが国経済の発展をはかるためには、これら引き締め措置等と並行して、積極的に国際収支を改善することが必要と考えられますので、この際、その一環として、輸出の振興と貯蓄の増強に一層資するため、租税特別措置法及び国民貯蓄組合法の一部を改正することとした次第であります。

法案の内容について申し上げますと、まず租税特別措置法の一部改正は、臨時の輸出振興措置として、現行輸出所得の特別控除制度を拡充するものであります。

すなわち、本年八月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの輸出取引が一定の基準輸出金額をこえます場合には、そのこえる部分に対しては、特に現行制度以上に割増控除を行うこととしております。

現行の輸出所得の特別控除制度におきましては、輸出取引を行いますと、その収入金額の三％（商社の場合は一％、プラント輸出の場合は五％）という取引基準と、その輸出所得金額の八〇％という所得基準とのいずれか少ない金額を所得から控除し、所得税または法人税の軽減を行うこととされておりますが、今後は、一定の基準輸出金額、すなわち前年の輸出実績の二分の一相当額をこえる輸出取引につきましては、右の取引基準を五割増したところの金額と輸出所得金額の全額とのいずれか少ない金額を所得から控除することとしております。

なおこの特例は、本年八月一日以後

の輸出取引について適用することとしておりますので、八月一日からこの改正法律施行の日までにすでに終了した事業年度分の法人税につきましては、この法律施行の日から二カ月以内に更正の請求をして、税金の還付を受けることができることとしていたしております。

次に国民貯蓄組合法の一部改正は、国民貯蓄組合のあつせんによる預貯金でその利子または利益について所得税を課さないこととしておりますものの元本の限度額を、現在の二十万円から三十万円に引き上げることとしております。

なお、この非課税限度額の引き上げは、郵便貯金の受入限度額の引き上げと同じく、本年十二月一日から実施することとしたしております。

次に、設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

設備等輸出為替損失補償法は、設備等を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴って受ける損失を政府が補償する制度を確立することにより、設備等輸出の促進をはかることを目的としたものであります。わが国の設備等輸出増大の実情にかんがみ、この際政府が締結し得る補償契約の総額の限度を引き上げる必要があると認められますので、現在の二百億円の限度を四百五十億円にすることとしたしました。

以上が租税特別措置法等の一部を改正する法律案及び設備等輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案の提案の理由及び法案の概要でございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛

成下さいますようお願いいたします。

○山本委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終了しました。

阿法案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○井上委員 この際ただいま提案理由の説明がありました三法案の審査の必要上、資料の要求をいたします。

第一は、租税特別措置法等の一部を改正する法律案中、輸出所得の特別控除制度を設けて、今日までの制度によってどういう輸出の具体的な振興が行われておるか、具体的に一つ資料で説明を願いたい。それから今後新しくこれをさらに拡大しようとするのであります。その場合の見込み、どういう工合に輸出が伸びるか、具体的な資料を出していただきたい。

その次に、国民貯蓄組合法の一部改正におきまして、この制度によって預貯金がどういう工合に具体的に伸びてきておるか、さらにまた今後新しく限度額引き上げによって、どういう工合になるか、その数字を示してもらいたい。

それからプラント輸出についての損失補償の現在までの補償額、それから今後の補償見込み額、それからプラント輸出のおもなる輸出相手国、プラント輸出の内容、そういうものを具体的に示し願いたい。

○山本委員長 ただいま井上君御発言の四点の資料の要求については、私からも政府側に強くお願いすることにしたします。

本日はこの程度にとどまして、次回は明六日午前十時半より開会することいたします。

これにて散会いたします。

午前十時五十九分散会

昭和三十一年十一月七日印刷

昭和三十一年十一月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局